

保険番号マスター (静岡県22)

番号	設定項目名	こども										母子家庭等			重度障害者(児)			特定疾患		
制度名																				
1	保険番号	183	283	383	483	583	683	783	263	363	463	563	184	185	285	151	251	351		
2	法別番号	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	84	85	85	51	51	51		
3	短縮制度名	子負有日	子負無	子負有	子負2	静岡子	御殿場子	伊豆子	森子	子無食有	子負2食無	清水子	マル母	マル障	磁気マル障	県特疾	橋本従来	難聴従来		
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
9	年齢(開始一終了)	0 - 18	0 - 18	0 - 18	0 - 18	0 - 15	0 - 18	0 - 15	0 - 15	0 - 15	6 - 15	6 - 18	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999		
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2		
12	レセプト請求(印刷)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	0		
13	レセプト記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
14	外来負担区分	1	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	3	3	3	1	1	1		
15	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	100	20	20	0		
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
17	1回上限額	500	0	500	500	500	500	500	500	0	500	500	0	0	0	0	0	0		
18	1日上限額	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
19	1日上限回数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
20	1月院内上限額	2000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
21	1月院外上限額	2000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
22	1月上限回数	4	0	0	2	0	4	4	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0		
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
24	入院負担区分	1	2	1	2	2	2	1	2	2	2	2	3	3	3	1	1	1		
25	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	100	20	20	0		
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
28	1日上限額	500	0	500	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
29	1日上限回数	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
30	1月上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
33	食事療養費	1	3	1	1	1	3	3	1	1	3	3	1	1	1	1	1	2		

(注) こども医療費

「子負有日」(患者負担金の有る市町村に適用。通院は1日500円を上限、入院は1日500円を上限に負担額設定しています)
 # 平成16年12月からの制度改正に伴い「入院時食事療養費標準負担額」は助成対象外となりますので、「3」-「1」への設定変更を行って下さい。
 「子負無」(熱海市等、患者負担金を通院、入院にかかわらず一切徴収しない市町村に適用。食事療養費も患者負担無。)
 「子負有」(患者負担金の有る市町村に適用。通院は1回500円、入院は1日500円が負担額の上限。浜松市の制度が上限回数がないため上限回数0とし上限を迎えた場合は保険番号283をご利用ください)
 「子負2」(島田市等、通院1回500円/月2回の制度の市町村に適用。福祉請求書の印字対象としていません。カスタマイズをお願いします。)
 「静岡子」(静岡市等、通院1回500円、入院患者負担無、食事助成無の制度の市町村に適用。福祉請求書の印字対象としていません。カスタマイズをお願いします。)
 「御殿場子」(御殿場市等、通院1回500円/月4回、入院患者負担無、食事助成有の制度の市町村に適用。福祉請求書の印字対象としていません。カスタマイズをお願いします。)
 「伊豆子」(伊豆市(平成26年4月)等、通院1回500円/月4回、入院1日500円、食事助成有の制度の市町村に適用。福祉請求書の印字対象としていません。カスタマイズをお願いします。)
 「森子」(森町(平成26年4月)等、通院1回500円/月4回、入院患者負担無、食事助成無の制度の市町村に適用。福祉請求書の印字対象としていません。カスタマイズをお願いします。)
 「子無食有」(南伊豆町等、通院、入院共に患者負担がない市町村に適用。食事療養費の患者負担は有。福祉請求書の印字対象としていません。カスタマイズをお願いします。)
 「子負2食無」(裾野市等、通院1回500円/月2回、入院患者負担無、食事助成有の制度の市町村に適用。福祉請求書の印字対象としていません。カスタマイズをお願いします。)
 「清水子」(清水町等、通院1回500円、入院患者負担無、食事助成有の制度の市町村に適用。福祉請求書の印字対象としていません。カスタマイズをお願いします。)

- # なお、適用年齢が市町村によりバラバラです。本設定は最高齢の18歳で設定していますので注意願います。
- # 4回以上の上限回数は他医療機関もカウントされるようです。4回未満で上限を迎えた場合は、保険番号283をご利用ください。
- # また、一部特定市町村で、次の特殊なケースが有るため、ご面倒でも保険(公費)の使い分けをお願いします。

- (1) 負担無しが基本ですが、高齢幼児のみ「通院1回500円の負担有り」
- (2) 負担有りが基本ですが、乳児のみ「入院1負担無し」
- (3) 負担無しが基本ですが、高齢幼児のみ「入院8日以上入院に付いて1日500円の負担有り」

母子家庭等医療費
 重度心身障害者医療費
 特定疾患医療費

「マル母」(自動償還方式です。従って窓口では患者負担額を徴収して下さい。医療機関で国保連合会提出用の明細書を印刷します)
 「マル障」(自動償還方式です。従って窓口では患者負担額を徴収して下さい。医療機関で国保連合会提出用の明細書を印刷します)
 「磁気マル障」(障害は患者によっては磁気媒体(CSVファイル)で請求できないようです。磁気媒体で請求する場合はこちらをご利用ください。)
 「県特疾」(54難病の静岡県独自の拡大給付です。橋本病・突発性難聴が対象のようです。レセプト請求です。患者登録-所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。)*平成27年1月制度開始
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録-所得者情報-月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。
 「橋本従来」(54難病の静岡県独自の拡大給付です。橋本病の方で平成26年12月31日以前に申請済みの方が対象のようです。レセプト請求です。食事療養費は1/2助成です。)*平成27年1月制度開始
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録-所得者情報-月上限額入力」の左側を「2」、負担金計算(2)タブの「食事療養費」付加設定の本人タブ「食事療養」、「生活療養(食事)」の左側を「2」で設定して下さい。
 「難聴従来」(54難病の静岡県独自の拡大給付です。突発性難聴の方で平成26年12月31日以前に申請済みの方が対象のようです。特定疾患と同様の制度のようです。レセプト請求です。)
 ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」-負担金計算(1)タブの「患者登録-所得者情報-月上限額入力」の左側を「1」で設定して下さい。

※平成22年10月より「乳幼児」から「こども」へ制度名、年齢上限変更
 ※平成27年1月より難病の県拡大助成の制度開始